

高知市告示第 184 号

高知市公共調達条例（平成 24 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する労働報酬下限額について、平成 27 年 10 月 1 日から適用する額を次のとおりとしたので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 27 年 9 月 18 日

高知市長 岡 崎 誠 也

1 条例第 7 条第 1 項第 1 号アに規定する対象労働者 720 円

2 条例第 7 条第 1 項第 1 号イに規定する対象労働者 次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	1,730 円	普通船員	1,980 円
普通作業員	1,470 円	潜水士	3,550 円
軽作業員	1,230 円	潜水連絡員	1,730 円
造園工	1,690 円	潜水送気員	1,830 円
法面工	2,230 円	山林砂防工	1,950 円
とび工	1,930 円	軌道工	2,750 円
石工	2,210 円	型わく工	1,820 円
ブロック工	2,520 円	大工	1,920 円
電工	1,730 円	左官	1,910 円
鉄筋工	1,740 円	配管工	1,680 円
鉄骨工	1,830 円	はつり工	1,840 円
塗装工	1,800 円	防水工	1,890 円
溶接工	2,090 円	板金工	1,910 円
運転手（特殊）	1,770 円	タイル工	1,620 円
運転手（一般）	1,570 円	サッシ工	1,890 円
潜かん工	2,710 円	屋根ふき工	1,470 円
潜かん世話役	3,210 円	内装工	2,020 円
さく岩工	2,040 円	ガラス工	1,770 円
トンネル特殊工	2,470 円	建具工	1,660 円
トンネル作業員	2,070 円	ダクト工	1,600 円
トンネル世話役	2,670 円	保温工	2,000 円
橋りょう特殊工	2,310 円	建築ブロック工	1,470 円
橋りょう塗装工	2,400 円	設備機械工	1,760 円
橋りょう世話役	2,540 円	交通誘導警備員 A	980 円
土木一般世話役	1,880 円	交通誘導警備員 B	830 円
高級船員	2,910 円		

3 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する対象労働者 720 円